

静岡県東部児童相談所一時保護所給食業務の委託に関する仕様書

第1 施設概要

- 1 施設名 静岡県東部児童相談所一時保護所
- 2 所在地 静岡県駿東郡清水町柿田地内
- 3 施設定員 20 人
- 4 給食の対象者及び年間給食予定数
34,675 食（1 日 3 食及び間食）

《 内 訳 》

- (1) 入所児童 29,200 食
(1 日 4 食×20 人×365 日)
- (2) 委託者の職員 5,475 食
((1 日 4 食×2 人+昼食 1 食×7 人) ×365 日)
*間食は、おやつ程度

- 5 給食稼働日数 年間 365 日

契約期間中は原則として毎日給食を行うものとする。ただし、委託者が指示した場合は給食を行わないことができる。

第2 遵守事項

1 禁止事項

- (1) 契約に基づく権利義務の譲渡又は第三者に再委託すること。
- (2) 静岡県東部児童相談所一時保護所の名称を使用して第三者と取引すること。
- (3) 委託業務以外に設備などを使用すること。
- (4) その他委託者に不利となる行為。

2 衛生管理

- (1) 法令に定める衛生基準を遵守すること。
- (2) 食中毒、伝染病等の健康被害の発生を防止すること。

3 火災及び盗難の防止

火災及び盗難の防止について措置を講じること。

4 省資源、省エネルギー

原材料、光熱水、電話、消耗品等の使用は、必要最小限にとどめるよう努めること。

第3 設備等の無償提供

受託者が委託者の設備などを無償で利用できる範囲は、次のとおりとする。

- 1 厨房、厨房倉庫、洗面所その他これに付随する施設
- 2 厨房用機械器具及び什器類
- 3 更衣ロッカー及び冷暖房設備器具
- 4 給食業務に要する電気、ガス、水道

第4 経費の負担区分

委託業務に伴う委託者の経費の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 給食業務従事者の人件費等は受託者が負担する。

人件費、被服費、健康診断、検便代等

2 光熱水費、電気料、ガス料、水道料等給食業務に必要な光熱水費は、委託者が負担する。

3 食事（間食を含む）の材料費については、次により負担する。

（1）入所児童にかかわるものは、全額委託者が負担する。

＊検食分及び保存食分含む

（2）委託者の職員については、喫食者本人がそれぞれ負担する。

（3）来客者等は委託者又は喫食者本人が負担する。

4 電話料

受託者が給食業務を行うために外部への通話を必要とする場合、その電話料は委託者が負担する。

5 設備などの修繕費等

受託者が無償で 사용할 ことができる設備などの補修又は補充に要する経費は、受託者の責めにより設備等を滅失又はき損した場合を除き、委託者が負担する。

6 雑費

野菜、食器の洗剤など給食業務を行うために必要な雑費は、委託者が負担する。

7 残菜処理費

給食業務から発生する残菜の処理費は、委託者が負担する。

8 防そ・防虫業務費

厨房及び食堂内における防そ・防虫に必要な経費は、委託者が負担する。

9 損害保険への加入

万が一の損害に備え、保険に加入することとし、加入代金は受託者が負担する。

食中毒等の発生1事故当たりの補償金額	3億円以上
--------------------	-------

保険証書のコピーや内容を証明した書類を契約後すみやかに委託者に送付。

第5 業務従事者

1 業務従事者の配置

（1）受託者は、業務の遅滞等が生じることがないように常に人員の確保をするとともに、業務実施上必要かつ十分な人員を配置しなければならない。

（2）受託者は自己代理人として業務の実施及び指導監督を行う現場責任者を置くこと。

また、現場責任者には、給食業務経験1年以上の栄養士又は調理師を充てること。

（3）受託者は、現場責任者に栄養士を配置しない場合は、献立作成等について、社内の他の栄養士が指導助言する体制を確保すること。

2 現場責任者の責務

（1）受託業務実施に関する委託者との連絡調整

（2）受託業務従事者の健康管理

（3）受託業務の遂行管理

（4）設備等の衛生管理

3 業務従事者の衛生管理

（1）受託者は、業務従事者の健康管理について、絶えず注意を払うとともに、定期健康診断を年1回以上、検便（腸管出血性大腸菌0-157を含む）を月1回以上実施すること。

なお、定期健康診断で業務の継続が困難との診断が出た場合や検便で陽性反応が出た場合は、すみやかに委託者に報告し、今後の対応を協議すること。

- (2) 受託者は、大量調理衛生管理マニュアルに準じた衛生管理を実施すること。また、委託者が衛生管理上必要と認めるときは、委託者の指示に従うこと。

4 業務従事者の教育

- (1) 受託者は、業務従事者に対し、定期的に衛生教育及び調理技術等についての教育又は指導を実施すること。
- (2) 受託者は、業務従事者を業務に関する研修会、講習会等に積極的に参加させること。

5 業務従事者の規律

- (1) 保護児童及び職員等と接するに当たっては、その人格を尊重し、常に良好な関係を保持しよう努めること。
- (2) 所定の場所以外での喫煙、飲食その他勤務の妨げとなる行為をしてはならない。
- (3) 作業中には厨房内に関係者以外の者を入れないとともに、作業に関係ない物又は不要な物を持ち込まない。
- (4) 委託者の業務遂行に支障をきたすような行為をしてはならない。なお、その行為があった場合には、委託者は受託者に対し是正又は再発防止の措置を求めることができ、受託者は文書でこれに回答するとともに直ちに対応しなければならない。

第6 業務内容（受託者が履行する業務）

1 食事の材料の調達

喫食者に提供する食事の材料については受託者が調達する。

2 調理業務

- (1) 受託者は、厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書によるエネルギー・栄養素の食事摂取基準（以下「食事摂取基準」という。）の年齢層 10 歳～11 歳区分を 1 月平均で満たすように献立を作成し、委託者の承認を受けるものとする。

なお、受託者は、入所児童の年齢構成に変化がある等、委託者から指示があった場合、献立を一部変更するなど、適正な食事摂取基準を保つよう対策を講じること。

- (2) 受託者は、委託者が無償で提供する設備等を使用して食事時間に配慮した調理をし、盛り付けを終わった食器等を盆に並べ、これを配膳棚に配置する。又は移動式配膳棚等を利用して喫食者に手渡すものとする。

喫食者が配膳棚及び移動式配膳棚まで運んだ食器等を、受託者は、洗浄、消毒して格納保管する。また使用した設備等は清潔に保つ。

- (3) 喫食する児童の年齢に応じた調理給食をするものとする。また、アレルギー等への配慮を行うこと。

- (4) 慣例行事や誕生会などの行事の際には、保護児童の養育も兼ねた給食とすること。

また、病人用の給食について、事前に委託者から指示があったときは、特別食を調理給食するものとする。

- (5) 喫食者が食事をおいしく食べられるよう常に配慮すること。その一例として、適温適食、年齢や特性に応じた食事の提供に心掛けること。

3 下膳業務

食事後は、喫食者が下膳棚に運んだ食器等を速やかに下膳し、食器等を滞留させないようにして常に清潔に保つこと。

4 食器洗浄消毒保管業務

食事後の食器等の片付けは、洗浄し、消毒して、格納処理する。

5 残菜処理業務

受託者は、調理に伴う残菜は衛生的に処理し、速やかに屋外所定の位置に搬出するとともに残食等の置き場所、容器等を衛生的に保つこと。

6 調理室等の清潔保持

受託者は、使用する調理室等を常に清潔に保持し、定期的、計画的に清掃、消毒等を行い、防そ防虫に万全を期さなければならない。

整理・整頓に心がけること。

7 食事回数及び食事時間

概ね次表のとおりとするが、園外行事等で食事時間を変更する必要がある時は、委託者の指示または協議するところにより変更するものとする。

食事名	食 事 時 間	備 考
朝 食	7:30 ～ 8:15	
昼 食	12:00 ～ 12:45	
間 食	15:20	おやつ程度
夕 食	17:30 ～ 18:15	

8 帳票の保存

受託者は、受託業務に伴う各種帳票を一定期間保存しなければならない。

9 協議

受託者は、調理業務を行うについては、常に委託者と十分な協議をするものとする。

10 検食

委託者は、毎食ごと検食を実施する。委託者は、検食した結果、問題を発見した場合は、速やかに受託者に報告し、速やかな改善を求めることとする。

11 検食用食品（保存食）の保存

受託者は、毎食保存食を－20℃以下で2週間以上保存すること。

第7 記録及び報告

1 作業及び検食記録

（1）委託業務実施計画書 … 様式第1号 提出部数 1部

（2）委託業務実績報告書 … 様式第2号 提出部数 1部

2 健康管理記録

受託者は、業務従事者の健康管理状況について、健康診断、検便等を行った場合で、今後の業務継続が困難との診断結果が判明した場合や、検便結果が陽性となった場合には、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。

第8 給食会議の設置

1 受、委託者相互間の密接な連絡調整により委託業務の円滑な運営を計り、保護児童の特質や嗜好、栄養バランス等を考慮した食事サービスの提供を行うため、委託者と受託者とが会する給食会議を設けるものとする。

2 給食会議は、毎月委託者が召集する定例会と、いずれか一方の発議により委託者が召集する臨時会とする。

3 給食会議において、委託者から受託者に業務の改善を求めた場合、受託者はこれに速やかに対処しなければならない。

第9 契約の締結

- 1 契約は、静岡県東部健康福祉センターを委託者とした双務契約とし、契約期間は3年とする。

ただし、委託者は、契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、火災、労働争議、業務停止その他の事情により委託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証として、委託業務の代行者を指定する。
- 3 契約の内容は給食業務の安定供給と運営管理及びこれに付随する業務（固定管理費制）とする。

第10 経費負担

委託業務に必要な経費として予算の範囲内で年間の委託費を定め、支払いの期間は月単位として業務終了後受託者が委託者に請求し、委託者は請求書を受理した日から30日以内に支払う。

第11 損害賠償責任

受託者は次の事由が生じたときは、損害を賠償する。

- 1 受託者が静岡県東部健康福祉センター又は第三者に損害を与えたとき。
- 2 契約を解除した場合において、受託者が静岡県東部健康福祉センターに損害を与えたとき。

第12 関係書類の提出等

委託業務実施計画書、委託業務実績報告書を委託者に報告しなければならない。

第13 実施状況の調査又は報告

委託者は、必要と認めたときは、いつでも実施状況を受託者に報告させ、又は自らその状況を調査することができるものとする。

第14 契約の解除

- 1 契約等に違反した行為をしたとき。
- 2 事情の変化により、業務委託を処理させる必要がなくなったとき。
- 3 暴力団と関連があったとき。

第15 合意管轄

契約に関する訴訟は静岡地方裁判所静岡支部とする。